○関東地方整備局告示第六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十四日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第二十六号線
三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十四日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都板橋区大山町地内
使用の部分　東京都板橋区大山町地内

○関東地方整備局告示第六十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十四日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第八十六号線
三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十四日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都北区赤羽西五丁目、赤羽西四丁目及び赤羽西一丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十四日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第七十三号線
三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十四日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都北区上十条二丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第六十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十四日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第七十三号線
三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十四日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都北区上十条二丁目及び十条仲原一丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十四日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第七十三号線
三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十四日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都豊島区巣鴨五丁目、駒込七丁目及び駒込六丁目並びに北区西ヶ原三丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第七十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十四日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第九十号線
三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十四日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都荒川区荒川一丁目、荒川二丁目及び荒川七丁目地内
使用の部分　東京都荒川区荒川七丁目地内

○関東地方整備局告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十四日　関東地方整備局長　越智　繁雄

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第百四十四号線
三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十四日至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都江戸川区平井四丁目及び平井二丁目地内
使用の部分　なし

○中国地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十四日　中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　島根県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成十六年中国地方整備局告示第四号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業三・三・三十号城山北公園線
三　事業施行期間　自平成十六年一月三十日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　変更なし

○中国地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年二月二十四日　中国地方整備局長　尾藤　勇

一　施行者の名称　島根県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年中国地方整備局告示第百五号松江圏都市計画（松江国際文化観光都市建設計画）道路事業三・三・三十号城山北公園線（第二工区）
三　事業施行期間　自平成二十年十二月十五日至平成三十年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十年中国地方整備局告示第百五号の事業地のうち、島根県松江市南田町、学園南一丁目及び学園南二丁目地内において事業地を変更する。
使用の部分　平成二十年中国地方整備局告示第百五号の事業地に、島根県松江市南田町、学園南一丁目及び学園南二丁目地内を追加する。